

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
文部科学省	国立研究開発法人防災科学技術研究所	3050005005210	公益社団法人日本地震学会	8010005016108	掲載料	259,600		2024年11月20日		公社	国認定
文部科学省	国立研究開発法人防災科学技術研究所	3050005005210	公益社団法人砂防学会	5010005003018	掲載料	138,000		2025年2月3日		公社	国認定
文部科学省	国立研究開発法人防災科学技術研究所	3050005005210	公益社団法人つくば科学万博記念財団	1050005010724	研修費	138,668		2025年2月3日		公社	国認定

(注)この他、会費支出として、「令和6年度第4四半期における公益法人等への会費支出の状況」の表の№.6の支出の一部が該当する。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。